

守山市告示第407号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、守山市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年7月27日

守山市長 森 中 高 史



種類	税目	年度	期別	納税義務者の住所および氏名
納税通知書	個人住民税 普通徴収	8	当初	東京都大田区多摩川一丁目26番27号 ホームイン多摩川201 谷山 光規
税額変更 (決定) 通知書	個人住民税 普通徴収	8	2期 3期 4期	ベトナム DOAN VAN QUOC
税額変更 (決定) 通知書	個人住民税 普通徴収	8	2期 3期 4期	ベトナム NGUYEN MINH TRI